



最高裁秘書第4301号

平成29年10月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

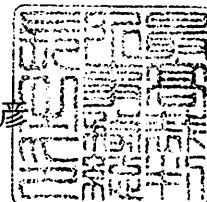
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第57号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成 29 年 10 月 19 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 29 年 10 月 19 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした全部開示の判断に対し、最高裁判所が日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）との間で文書のやりとりを全くしていないとは思えないから、最高裁判所が開示した文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在すると主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第 70 期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して、最高裁が日弁連と協議した際に作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成 29 年 5 月 12 日付けで 2016 年（平成 28 年）10 月 27 日付け日弁連法 1 第 236 号日本弁護士連合会会長要請「第 70 期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する

協力について」（以下「70期要請文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示する判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

70期要請文書の発出に当たっては、司法研修所事務局長と日弁連事務次長との間で協議が行われ、同文書の案文を作成、取得しているが、この案文は、同文書の内容が確定した時点で、保有する必要がなくなったため廃棄した。

その他、日弁連との間で文書によるやりとりは行われていない。

よって、本件開示申出時点で、本件対象文書以外には、開示申出にかかる文書を保有していない。

以上によれば、本件対象文書として70期要請文書を開示した原判断は相当である。